

Distr.: General 26 July 2019

Original: English

Human Rights Council

Forty-second session 9–27 September 2019 Items 2 and 3 of the provisional agenda Annual report of the United Nations High Commissioner for Human Rights and reports of the Office of the High Commissioner and the Secretary-General

Promotion and protection of all human rights, civil, political, economic, social and cultural rights, including the right to development

Draft plan of action for the fourth phase (2020–2024) of the World Programme for Human Rights Education

Report of the Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights*

Summary

In accordance with Human Rights Council resolution 39/3, the Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights (OHCHR) prepared a draft plan of action for the fourth phase (2020–2024) of the World Programme for Human Rights Education on the basis of, inter alia, relevant United Nations instruments and documents, the plans of action for the first (2005–2009), second (2010–2014) and third (2015–2019) phases, as well as materials published by OHCHR and other United Nations entities. On 10 and 11 April, OHCHR held a consultation, on the sidelines of the Economic and Social Council Youth Forum, on a preliminary draft, involving relevant international and regional intergovernmental and civil society organizations.

On 14 May, OHCHR submitted a draft text to Member States, United Nations entities and other intergovernmental organizations, national human rights institutions and civil society. As of 28 June, OHCHR had received 26 replies with comments, all of which have been taken into consideration in the present report.

GE.19-12778(E)





^{*} Agreement was reached to publish the present report after the standard publication date owing to circumstances beyond the submitter's control.

目次

		Ţ	頁
I.	イン	トロダクション	3
	A.	人権教育の定義	3
	B.	人権教育のための世界計画及び関連イニシアチブ	3
	C.	人権教育のための世界計画の目的	4
	D.	人権教育活動の原則	5
II. 動計		教育を通した青少年の強化:人権教育のための世界計画第4フェーズ(2020—2024)の行	5
	A.	範囲	5
	B.	背景	6
	C.	個別目標	8
	D.	構成要素	8
	E.	国内実施のプロセス1	6
	F.	国際協力1	9

I. イントロダクション

A. 人権教育の定義

国際社会は、人権教育が人権を実現することに対して本質的な貢献をなす 1 ものであること、及びこの点において一人一人が果たす責任についての共通の理 解を発展させることについて、コンセンサスをますます強く表明してきている。 人権教育は、暴力及び紛争の防止、平等かつ持続可能な開発の促進、並びに民主 制度における意思決定プロセスへの参加に寄与するものであると認識されている。 人権教育に関する規定は、世界人権宣言(26条)、国連教育科学文化機関 2 (UNESCO)教育における差別待遇の防止に関する条約(5条)、あらゆる形態 の人種差別の撤廃に関する条約(7条)、経済的、社会的及び文化的権利に関す る国際規約(13条)、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱 い又は刑罰に関する条約(10条)、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関 する条約(10条)、1989年の原住民及び種族民に関する国際労働機関(ILO)169 号条約(30条及び31条)、児童の権利に関する条約(29条)、すべての移住労働 者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約(33条)、障害者の権利 に関する条約(4条及び8条)、ウィーン宣言及び行動計画(第I部第33-34段落、 第Ⅱ部第78—82段落)、国際人口・開発会議行動計画(第7.3段落及び第7.37段 落)、ダーバン宣言及び行動計画(宣言第95—97段落、行動計画第129—139段落) 及びダーバン・レビュー会議の成果文書(第22段落及び第107段落)、並びに 2005年世界サミット成果文書(第131段落)を含む、数々の国際規約及び文書に 盛り込まれている。

3. 2011年12月、国連総会は、人権教育及び研修に関する国連宣言を採択した ¹。同宣言は、人権教育及び研修は、人権という普遍的文化の構築及び促進に寄 与できるよう、人々に知識、スキル及び理解をもたらし、人々の姿勢及び言動を 養うものであるとしている(2条)。また同宣言は、「国家、及び場合に応じて 関係政府当局は、人権教育及び研修を促進し確保する第一義的責任を負う」こと、 また「国家は、市民社会、民間部門、及びその他の利害関係者が関与することの できる安全な環境を創り出すべきである」ことを明言している(7条)。国際理 解、国際協力及び国際平和のための教育並びに人権及び基本的自由についての教 育に関するユネスコ勧告(1974)は、人権教育に特化した国際文書として、人権 教育及び研修に関する国連宣言より先に出されたものである。

4. 国際社会によって合意された人権教育の定義の諸要素が含まれている、これらの文書に従い、人権教育には、人権という普遍的文化の構築するために行う あらゆる学習、教育、研修又は情報に関する取組が含まれる。

5. 人権教育とは、以下を育成する、生涯にわたるプロセスである。

(a) 知識及びスキル:人権について学び、日常生活で人権を行使するスキルを身に付ける。

- (b) 姿勢:人権尊重の姿勢、価値観及び信念を進展又は強化させる。
- (c) 行動:人権を擁護し、促進する行動をとる。

B. 人権教育のための世界計画及び関連イニシアチブ

¹ 国連総会決議 66/137、添付文書

6. 人権教育のイニシアチブを奨励する観点から、加盟国は、様々な具体的かつ国際的な行動枠組を採択してきた。これらの行動枠組には、人権に関する参考 資料の作成及び普及に重点を置いた「人権に関する世界広報キャンペーン」

(1988)、国家レベルでの包括的、効果的及び持続的な人権教育のための精緻な 戦略の策定及び実施を奨励した「人権教育のための国連10年」(1995—2004)及 び行動計画、「世界の児童のための平和の文化及び非暴力のための国際10年」 (2001—2010)、「持続可能な開発のための教育の10年」(2005—2014)、並び に「人権学習の国際年」(2008—2009)などがある。

7. 人権教育を促進するその他の国際的枠組には、「文化の和解のための国際 10年」(2013—2022)、「万人のための教育」運動(2000—2015)及び「2030年 に向けた教育」行動枠組、国連事務総長によるグローバル・エデュケーション・ ファースト・イニシアチブ(2012—2016)、及び「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」などがある。

8. 2004年12月10日、国連総会は「人権教育のための世界計画」を宣言した²。 2005年1月1日に開始された人権教育のための世界計画は、あらゆる分野で人権教 育計画の実施を促進することを目的とし、連続したフェーズで構成されている。 第1フェーズ(2005—2009)は、初等中等教育における人権教育の統合に専念し ていた。同フェーズの実施のための改訂行動計画案(A/59/525/Rev.1)は、2005 年7月の国連総会において採択された³。第2フェーズ(2010—2014)は、高等教 育における人権教育、並びにあらゆるレベルの教員及び教育者、公務員、法執行 者及び軍人を対象とした人権研修に焦点を合わせていた。同フェーズの行動計画 案(A/HRC/15/28)は、2010年9月に、国連人権理事会において採択された⁴。第3 フェーズ(2015–2019)は、第1及び第2フェーズの実施の強化並びにメディア専 門家及びジャーナリストの人権研修の促進に焦点を合わせていた。同フェーズの 行動計画(A/HRC/27/28及び Corr.1)は、2014年9月に国連人権理事会において採 択された⁵。

C. 人権教育のための世界計画の目的

- 9. 人権教育のための世界計画の目的は、以下のとおりである。
 - (a) 人権文化の発展を促進すること。

(b) 国際文書に基づいた人権教育のための基本原則及び方法論への共通 理解、並びに国家政策における人権教育の融合を促進すること。

(c) 国内、地域及び国際レベルにおける人権教育への関心を確保すること。

(d) あらゆる関係主体による行動のための共通の集合的枠組を提供する こと。

(e) あらゆるレベルにおいてパートナーシップと協力を強化すること。

(f) 人権教育計画及びその他の人権を促進する教育計画を調査、評価及び支援し、成功事例を強調し、それを継続又は拡大するインセンティブを 提供し、新たな事例を発展させること。

² 国連総会決議 59/113 A。

³ 国連総会決議 59/113 B。

⁴ 国連総会決議 15/11。

⁵ 国連総会決議 27/12。

(g) 「人権教育及び研修に関する国連宣言」の実施を促進すること。

D. 人権教育活動の原則

10. 人権教育のための世界計画における教育及び研修活動は、以下のものである。

(a) 市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的権利並びに発展の権利 を含む、人権の不可譲性、相互依存性、相互関連性、不可分性及び普遍性 を推進する。

(b) 多様性の尊重及び評価、並びに人種、肌の色、性別、年齢、言語、 宗教、政治若しくはその他の意見、出身国、民族的又は社会的出自、財産、 出生、居住地、障害、性的指向及び性自認、及びその他の理由に基づく差 別への反対を促進する。

(c) 人権の基準に一致し、社会的結束を促す対応及び解決策につながる ものとして、政治、社会、経済、技術、環境の各分野における目まぐるし い発展を踏まえた、貧困、暴力紛争、差別を含む慢性的な及び新たに発生 する人権問題の分析を奨励する。

(d) 自らの人権の権利部分を特定し、効果的に要請を行えるよう、コミ ユニティ及び個人を強化する。

(e) 義務履行者、特に政府官僚が、管轄下にある人々の人権を尊重し、 保護し、履行する義務を果たす能力を開発する。

(f) 異なる文化的背景に根付いた人権の原則を構築し、各国の歴史的及び社会的発展に留意する。

(g) 地方、国内、地域の及び国際的な人権文書及び人権保護のメカニズ ムの知識、並びにそれらを利用するスキルの習得を促進する。

(h) 人権を推進する個人・集団行動のための知識、批判的分析及びスキ ルを含み、また、学習者の年齢、文化特性及び背景を考慮した、参加型の 方法論を活用する。

(i) 参加、人権の享受、及び人格の十分な発展を奨励する、安全な指 導・学習環境を促進する。

(j) 人権を、抽象的な規範の表現から、社会的、経済的、文化的及び政治的状況の現実へと変容させる方法及び手段についての対話に、学習者を参加させることで、人権を学習者の日常生活と関連させる。

II. 人権教育を通した青少年の強化:人権教育のための世界 計画第4フェーズ(2020-2024)の行動計画

A. 範囲

11. 国連人権理事会は、決議39/3において、国際連合人権高等弁務官事務所 (OHCHR)に対し、青少年に専念する世界計画第4フェーズ(2020—2024)の行 動計画を作成するよう要請した。理事会は、包摂的で平和な社会を築くことを目 的として、平等、人権及び非差別、包摂、並びに多様性の尊重に関する教育及び 研修に特に重点を置いた。さらに、理事会は、第4フェーズが持続可能な開発の ための2030アジェンダ、特に持続可能な開発目標(SDGs)のターゲット4.7と足 並みを揃えることを決定した。これは、同ターゲットで言及されている様々な概 念と教育法の間の相乗効果を考慮に入れたものである。

12. 理事会は、また、各国及び関係者に対し、第4フェーズの期間中にこれまでの3つのフェーズの実施を前進させるよう、取組の強化を奨励した。

13. この行動計画案は、国際的に合意された原則に基づき、各国の状況に適応 させて、青少年に対する包括的な人権教育戦略を国家レベルで策定するための、 指針を提供している。本計画案は、実施に向けた目標、構成要素、行動及び具体 的なステップ、並びに想定される関係主体を明示している。

14. 本行動計画は、これまでの行動計画、特に第1フェーズの行動計画(初等 中等教育における人権教育に重点を置いたもの)及び第2フェーズの行動計画 (高等教育における人権教育に重点を置いたもの)に基づき策定するものである。 また、公的及び非公的教育の教育者の研修に関しては、第3フェーズの行動計画 にも基づいている⁶。

15. 青少年に関する国際的に合意された定義はない⁷。様々なアプローチには、 青少年とは一定の年齢層を指すものではなく、進化し続けている能力を備えた個 人で構成されている流動的で不均一なカテゴリーであるという事実が反映されて いる。他のアイデンティティの形態とは違い、青少年期とは人生の一時的な期間 であり、その期間は社会文化的環境によって異なる。青少年には、年齢以外にも、 帰属意識を抱く複数の横断的アイデンティティ(ジェンダー、民族、特定の少数 者あるいは先住民族への帰属など)がある。

16. 従って、国連事務局は統計的な目的のため、「青少年」を15歳から24歳ま での年齢層に属している者と定義していることを認識しつつも、この行動計画は、 国連の諸機関及び組織並びに加盟国によって使用されているその他の定義も偏見 なく認めている。

B. 背景

17. 加盟国は国連の設立当初から、国連の場で、青少年のための人権教育の重要性を強調してきた。例えば、1965年に採択された「平和という理想、人々の間の相互の尊重及び理解を青少年に促進することに関する宣言」⁸及び1968年にテヘランで開催の国際人権会議で採択された決議XX「人権及び基本的自由に関する青少年の教育」は、青少年のエネルギー、情熱及び創造性、並びに未来の形成に青少年が果たす役割を強調し、それゆえに青少年が人権及び平和を促進できるようにする人権教育の重要性を強く訴えた。

18. 人権及び教育に関するいくつかの国際規約及び文書に規定されているとお り、人権教育は、教育の権利を構成する不可欠な構成要素のひとつである⁹。こ のことは、持続可能な開発のための2030アジェンダでも繰り返し述べられている。 同アジェンダ中の包摂的かつ公平な質の高い教育に関する目標4のターゲット4.7 は、「持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女 の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様 性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持

⁶ 第3フェーズの行動計画(A/HRC/27/28 及び Corr.1)、第18—22段落。公的教育とは、「公的組織及び認定された民間組 織を介し制度化され、意図的で計画された教育」をいい、非公的教育とは、「個人の生涯にわたる教育プロセスの中 で、公的教育に追加、代替、補完するもの」として「制度化され、意図的で計画された教育」をいう。非公的教育に は、市民社会組織が実施する教育活動が含まれる(ユネスコ用語集http://uis.unesco.org/en/glossaryによる)。

⁷この問題に関する様々な見解の詳細については、 A/HRC/39/33の第13—15段落を参照。

⁸国連総会決議 2037(XX)。

⁹第1フェーズの行動計画(A/59/525/Rev.1)第10—20段落、及び第2フェーズの行動計画(A/HRC/15/28)第18—20段落を 参照。

続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする」こ とを掲げている。

近年、青少年のための人権教育は、現在のグローバルな諸課題を防ぎ、取 19 り組むための戦略のひとつであるとの認識がますます高まっている¹⁰。1995年の 「社会・経済問題に対処し、国家的・国際的な法の支配及び市民参加を推進する ために犯罪防止・刑事司法をより広い国際連合のアジェンダへ統合することに関 するドーハ宣言」では、犯罪防止において好ましい変化の担い手となる青少年の ために、人権の保護及び法の支配に重点を置いた教育計画を策定するというコミ ットメントを加盟国は表明した11。国連安全保障理事会は、決議2250(2015)に おいて、青年が紛争の予防及び解決に果たすことができる重要な役割を確認した 上で、加盟国に対し、「公民としての体制及び包摂的な政治過程において積極的 に関与する能力を青年に授ける質の高い平和教育を、適切な場合には、支援する こと」を促した。国連事務総長は、「暴力的な過激主義を防止するための行動計 画」の中で、関連する国別行動計画の要素として「人権の尊重と多様性を教える こと、批判的思考を促進すること・・・平和共存と寛容に貢献できる行動に関す る、または社会情緒的な技能を開発すること」を奨励している¹²。国連総長が 2018年に立ち上げた国連ユース戦略「ユース2030:若者とともに、若者のために」 では、「市民の意識と参加、ボランティアリズム及び平和と非暴力の文化を若者 の間で促進するため、差別なく、若者向けの人権教育及び研修、並びに地球市民 及び持続可能な開発に関する教育を推進する国連の取組を拡充すること」を約束 している13。

20 青少年の強化は、地域レベルにおいて各国が優先するコミットメントのひ とつである。アフリカ連合の「アフリカ青年憲章」(2006)及び「アフリカの青 年のための10年行動計画(2009-2018)」は、青少年の強化と参加のための国内 及び地域の行動計画の策定を支援し、アフリカにおける協調的行動のための枠組 を提供している。「若者の権利に関するイベロアメリカ条約」(2005)は、若者 を権利主体及び戦略的開発を担う主体として認識し、若者の社会・政治参加を保 証し、関連する計画や政策の採択を支持している。ラテンアメリカ及びカリブ諸 国は、「人口及び開発に関するモンテビデオ合意」(2013)を採択し、「青年期 及び若い人々が、とりわけ自分たちに直接影響を及ぼす事項」、並びに「寛容、 多様性の価値の理解、相互尊重、及び人権、紛争解決及び平和の尊重を促進する 教育を幼児期から提供するための|戦略に関する「公開討論、意思決定及びすべ ての政策・計画のフェーズに、いかなる形の差別も受けずに参加できること」を 保証している。東南アジア諸国連合(ASEAN)は、「青少年開発指数」(2017) を導入することにより、域内の青少年により多くの注意を払い、それに応じた投 資を行うというコミットメントを示した。EU各国の青年担当大臣によって採択 された「欧州評議会アジェンダ2020」及びその「ユース戦略2030」案は、人権教 育を、青少年政策の基本原則及び優先課題、とりわけ青少年の権利へのアクセス に関するものに関連付けている。「民主的シチズンシップと人権教育のための欧 州評議会教育憲章」(2010)は、特に非公的教育において、青少年が人権教育の 重要な主体として果たす独自の役割を認めている。「欧州連合(EU)青少年戦 略」(2019-2027)は青少年の強化、包摂、及び民主的生活への参加を促進する ものである。

21. 上記の文書及び枠組は、青少年が、人権の実現、持続可能な開発の達成、 平和の確保、及び暴力と紛争の防止において、権利の保有者及び重要な主体であ ることを認めている。青少年に影響を与える政策又は将来影響を与えることにな

¹⁰ A/HRC/35/6を参照。

¹¹ 国連総会決議 70/174、添付文書、第10段落。

¹² A/70/674、第54段落。

¹³ 同戦略の第4優先課題は「若者と人権」である。

る政策の形成及び実施に青少年を包摂的に参加させることは必須である。人権教 育は、青少年が積極的な市民としての自分たちの役割を理解、認識した上で、そ の役割を果たし、¹⁴行動を起こして自分たちや他の人々の人権を擁護し、そのよ うな形で公的な問題や民主的意思決定の過程に参加できるよう青少年を強化する。 人権教育は、平和で公正かつ持続可能な世界に向け、青少年の強化、開発及び関 与を図るための鍵である。

C. 個別目標

22. 人権教育のための世界計画の全体的な目的に鑑み、この行動計画は以下の 個別目標の達成を目的とする。

(a) 人権教育のための世界計画のこれまでのフェーズの各期間中に達成 された進展を基盤とし、差別なく包摂されたすべての青少年のために、青 少年をリーダーの役割に配した人権教育に関する持続可能な国内戦略の作 成、採択及び実施を奨励すること。

(b) 公的及び非公的教育、並びに間接的に私的学習において、青少年の ため、青少年とともに、青少年により行う人権教育を拡充し、15社会的に 排除されているか、あるいは脆弱な状況にある青少年を優先すること16。

(c) 公的及び非公的教育における青少年のための人権教育について、各国の進展を評価することができるよう、重要な構成要素及び行動に関する指針を提供すること。

(d) 青少年のための人権教育プログラムの作成において、青少年の参加 とリーダーシップを奨励し、支援すること。

(e) 青少年のための人権教育を、青少年の人権の保護及び促進のための その他の活動を補完する形で推進すること。

(f) 青少年のための人権教育が、2030アジェンダに照らした持続可能な 開発の達成及び現在のグローバルな諸課題の防止・取組にもたらす貢献を 強調すること。

(g) 人権、青少年、教育及び持続可能な開発に取り組んでいる地方、国内、地域の及び国際的な政府機関や市民社会組織間において、青少年のための人権教育のネットワーク構築及び協力を奨励すること。

D. 構成要素

23. 人権教育のための世界計画のこれまでの3つのフェーズでは、公的教育内 で青少年を関与させて行う効果的な人権教育(第1及び第2フェーズ)並びに公的 及び非公的教育の現場にいる青少年教育者のための人権研修(第3フェーズ)を 構成する要素の特定が行われた。

24. これらの要素を基盤として、この行動計画では青少年のための効果的な人

¹⁴ 国連児童の権利委員会、思春期における児童の権利の実施に関する一般的意見20号(2016)、第24段落。

¹⁵ 私的学習とは、意図的あるいは計画的に行われるが、制度化されていない学習の形態をいう。公的教育や非公的教育ほど組織化も計画化もされておらず、家庭、職場、地元のコミュニティ及び日常生活において、自発的に、あるいは家庭や社会の指示により行われる学習活動を含む(ユネスコ用語集による)。

¹⁶これらの青少年には、障害のある青少年、民族的、宗教的及びその他の少数者に属する青少年が含まれる場合がある。 その他の少数者には、先住民、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー及びインターセックスの青 少年、不利な社会経済的状況にあるか、あるいは地理的に辺びな地域に居住している青少年、亡命希望者、難民及び国 内避難民を含む移住者、及び帰国者、並びに親による保護がないか、法に抵触しているか、あるいは権利侵害若しくは 虐待の被害者である青少年などが含まれる。

権教育について、以下の4つの構成要素を特定している¹⁷。各構成要素内の行動は、 青少年を主要なパートナーとして、計画立案、策定、実施及びフォローアップ、 並びに定期的モニタリング及び評価を含むすべての段階に関与させる形で行わね ばならない。

1. 政策及び関連する実施方策

25. 青少年のための人権教育を促進する政策の作成、採択、実施及びモニタリングには以下の行動が含まれる。

(a) 公的教育(中等教育、高等教育及び職業教育)における青少年のための人権教育に関して、以下をはじめとする方策により、重要なパートナーである青少年と共同で政策や法令を作成し、公的教育に人権及び人権教育が確実に包摂されるようにする。

(i) 既存の教育法及びカリキュラムに人権教育の内容を含める見直しを 行うとともに、人権教育に関する法令を制定する。

(ii) すべての関係法令及び政策を、この行動計画及びその他の関連する 国際文書に記載されている優れた実践例に基づき、人権教育の原則に合致 したものとし、合致していない法令を改正する。

(iii) 青少年のための教育機関のガバナンス及び管理に関して、人権の原 則と一致した方針及び規則を策定する。

(iv) すべての青少年、とりわけ社会的に排除されているか、あるいは脆弱な状況にある青少年が、差別なく教育及び人権教育を受けられるようにするための政策を策定する。

(v) 教員及びその他の教育職員の選定、評価、報酬、規律及び昇進に関して、平等、非差別、尊重、公正性及び透明性という人権の原則を尊重した方針及び慣行を確立する。

(vi) 教員及びその他の教育職員並びにその他の関連する青少年相手の職業に関する国家免許又は資格の取得基準に人権研修を含めるよう検討する。

(b) 青少年グループ及び青少年主導の組織をはじめとする市民社会組織 が非公的に実施する青少年のための人権教育に関して、これらの組織の業 務を円滑化するための政策及び関連方策を策定する。こうした方策の例と しては、資格の認証、公共スペース及び財政支援(減税を含む)の提供、 メンター制度及びその他の専門的支援(能力育成イニシアチブの企画・運 営を含む)の提供、人権教育プログラム(オンラインのものを含む)の支 援などを行い、青少年主導の組織及びメディア関係者を関与させるイニシ アチブに特別な配慮を行うこと、また青少年の仕事を認めることなどがあ る。

(c) 以下の諸分野などにおいて関係する政策、戦略及び行動計画の間の 一貫性、関連性及び相乗効果を確保する:人権教育、青少年、教育、ジェ ンダー平等を含む人権、先住民の権利、グローバル・シチズンシップ、平 和、安全保障並びに暴力的な過激主義、暴力及び紛争の防止、犯罪防止及 び刑事司法並びに腐敗撲滅、持続可能な開発のための2030アジェンダ及び その他の開発枠組における持続可能な開発、人種主義、人種差別、排外主 義及び関連する不寛容行為との闘いなど。

(d) 政策の実施及び評価に関する適切、明確かつ包括的な方策を作成し、 採択する。これらの方策は、一貫性、モニタリング及び説明責任を確保す

¹⁷これらの構成要素の詳細については、これまでのフェーズの各行動計画を参照。

るため、メカニズム、責任及びリソースを含め、全ての関係者を関与させる。

(e) 青少年のための人権教育に関する国際的義務を以下により履行する。

(i) 青少年のための人権教育を網羅する国際文書の批准を促進する。

(ii) 国の政策及び実施方策を、人権教育及び青少年に関する地域及び国際文書に適合させる。

(iii) 条約体(特に、「児童の権利委員会」及び「経済的、社会的及び文 化的権利に関する委員会」)などの関係する国際的なモニタリング機関に 対する国別報告書、特別手続(特に、教育の権利に関する国連特別報告 者)、並びに普遍的・定期的レビューに、青少年のための人権教育に関す る情報を含める。

(iv) 上記の国別報告書の作成においては、青少年組織、国内人権機関、 市民社会のその他のセクター及び人権教育専門家を含む非政府組織(NGO) と協力する。

(v) 国際的なモニタリング機関による関連勧告を実行する。

2. 教育及び学習のプロセスとツール

26. 青少年のための人権教育は、必ず状況に応じた形で、青少年の具体的な学 習ニーズに対応し、年齢に合った方法で行われる必要があることを認識した上で、 本セクションにおいて、この行動計画は、内容及び方法論、並びにツール及びリ ソースに関する全般的な指針を提示する¹⁸。

27. 内容については、「人権教育及び研修に関する国連宣言」に則し、人権教 育は、青少年が自分たちの権利を行使し、他の人々の権利を尊重及び支持できる よう強化するための知識、スキル及び姿勢を育成するものとする。これらの領域 の能力には以下のものが含まれる¹⁹。

(a) 知識:青少年が以下を認識し、理解する。

(i) 人権の歴史、及び人権が自由、平等、公正及び尊厳を得るための人類の戦いと結びつき発展してきたこと、並びに人権の不可譲性、普遍性、 不可分性、相互関連性及び相互依存性。

(ii) 人権、平和及び持続可能な開発(国連の3本柱)の間にある緊密な 関係。

(iii) 参加及び包摂、平等及び非差別(ジェンダー平等を含む)、説明責 任、及び暴力からの自由という人権の原則。

(iv) 青少年の個人レベル、コミュニティレベル及び社会レベルにおける 日常生活と人権との関連性。

(v) 世界人権宣言、児童の権利に関する条約及びユース2030戦略のよう な人権に関連する国際文書に関して、地方及び国のレベルで青少年に特に 大きな意味を持つ人権問題。

(vi) 人権に関する国家の義務、権利保有者及び義務履行者の定義、人権 に関する法令、人権が地方、国内、地域及び国際レベルで侵害された際に 利用できる保護メカニズム及び苦情申立手続き。

¹⁸ 詳細については、これまでのフェーズの各行動計画を参照。

¹⁹このリストはすべての能力を網羅したものではなく、欧州安全保障協力機構が2012年に作成した中等教育制度における 人権教育の手引きの「コア・コンピタンス(中核的能力)」のセクションから引用したものである。

(vii) 武力紛争中の人権、国際人道法及び保護、戦争犯罪及び人道に対す る犯罪の防止及び説明責任。

(viii) 地球規模の重要な課題(貧困、気候変動など)及びこれらの課題と 人権との関係、世界及び居住地域の双方における人権侵害及びその根本原 因、並びに人権の支援又はまたは弱体化に寄与する要因(例:政治的、法 的、文化的・社会的、宗教的及び経済的要因)。

(ix) 青少年が属する国、地域及び世界における現在と過去の人権問題・ 運動、並びに人権という大義を前進させた個人及び集団(女性、青少年及 び社会的に排除されているか、あるいは脆弱な状況に置かれた集団を含 む)。

(b) スキル:青少年が以下を行うことができる。

(i) 過去及び現代の政治的、法的、経済的、文化的及び社会的プロセス を、人権の観点から、人権に関する専門用語を用い分析する。

(ii) 自分自身及び他の人々の人生の重要な領域(教育及び職業環境、家族及びコミュニティなど)に関連する重要な人権問題を見極める。

(iii) 根本原因及び結果を含む人権侵害の特定及び分析を行い、人権の実現が個人又は集団にもたらす利益を特定する。

(iv) 青少年の個人的、教育的及び職業的ニーズ・興味に関連する人権の 情報及びリソースを、情報通信技術の利用などにより探し出し、情報リソ ース(メディア及び学習リソースを含む)を評価し、その見解、偏り及び 信頼性を見分ける。

(v) 対人関係上の葛藤の解決に人権の原則及び救済メカニズムを適用し、 オンラインを含むあらゆる形態の差別、いじめ、セクシュアル・ハラスメ ント及びジェンダーに基づく暴力に対抗するための戦略を見定め、適用す る。

(vi) 様々な政府レベルで青少年に影響を与える政策・計画の策定及び意思決定を導き、参加し、また影響を及ぼし、話し合いや議論(人権に対する青少年特有の障壁に関するものを含む)を導き、また参加し、物議を醸している人権に関するテーマに、配慮が行き届いた建設的な形で寄与する。

(vii) 他の人々と連携・協力して人権を擁護し、社会的に排除された人々の声を広める。

(viii) 人権に関する政策又は法令の改正を(例:教育環境、コミュニティ 又は社会の状況に照らし)求める提案を作成及び擁護し、居住地域の内外 において、人権基準を用い、合法的及び非暴力的な方法で義務履行者に対 する権利を主張する。

(ix) 私的及び公的な領域において、人権の促進及び保護のための活動 (市民の意識啓発のための活動を含む)を準備・実行し、人権に関する組 織づくり及びキャンペーンの取組(権利侵害の被害者のためのものを含む) を指揮し、適切な方法論を用いて人権教育活動を実施する。

(x) オンライン及びオフラインのヘイト(憎悪)及び差別と闘い、メデ ィア・リテラシーを育み、ソーシャルメディア上のリスク(獲物を狙って いる者との接触を含む)、暴力的なコンテンツ、いじめ、ヘイトスピーチ、 及び暴力的な過激主義者に対処する。

(xi) 情報通信技術の進歩が人権の保護、尊重及び実現に与える影響(ソ ーシャルメディアに関連するリスク及び機会を含む)を特定及び分析する。 (c) 姿勢:青少年が以下を行動で示す。

(i) 万人の尊厳及び権利の認識、並びに青少年が有する人権を促進及び 保護する責任についての理解に基づく、自分自身及び他の人々の尊重。

(ii) 多様性の尊重及びその価値の評価。これには、包摂的な言語及び態度を用いること、及び人種、肌の色、性別、年齢、言語、宗教、政治若しくはその他の意見、出身国、民族的又は社会的出自、財産、出生、居住地、障害、性的指向及び性自認、並びにその他の理由による差別に反対することなどが含まれる。

(iii) 青少年が自ら持っている偏見や偏りに気付くなどの自己反省及び学びに対する開放性、並びに人権の原則に即して個人の行動を改善するよう、そうした偏見や偏りを克服することのコミットメント。

(iv) 人権及び正義に関連するテーマへの積極的な関心。

(v) 権利、責任、平等、多様性、非差別、社会的結束、並びに文化及び 宗教の壁を超えた対話の間にある関連性の真価についての評価。

(vi) 人権を主張する自信、並びに義務履行者が人権を保護、尊重及び履行することに対する期待。

(vii) 人権侵害、不公正及び差別に苦しむ人々(特に、社会的に排除されているか、あるいは脆弱な状況に置かれた集団)に対する共感と連帯。

(viii) 人権を保護し、傍観者にならないことへのコミットメント。

(ix) 各人が他の人々と協力することにより居住地域や世界で人権の推進 に寄与できるという信念、人権のための協調した取組を、例えば、リーダ ー、仲介者若しくは活動家として行う意欲。

28. 青少年のための人権教育の適切な方法論は、青少年によって考案されるべきであり、それには以下を含めなければならない。

(a) 青少年を強化し、青少年の積極的な参加を誘う、学習者中心で、ジ ェンダーに配慮し、状況に適した方法論及びアプローチ。自らが有する偏 り、視点及び特権を疑い、批判的思考を促す活動、また様々な公的及び非 公的環境に適合し、ニーズや能力が異なることに注意を払いながら、別の 視点を探求すること。様々な青少年の意見、視点、文化及び経験が語られ、 表現されるようにする包摂的なアプローチ。

(b) 青少年が人権の概念を自分たちの生活や経験に応用できるようにす るための体験型の学習方法論。これには、コミュニティサービスや起業活 動、居住地域若しくは世界の人権擁護活動への関与、コミュニティの組織 づくり、政府代表者との会合、並びに人権に関する青少年及び地域住民の 意識啓発によるものが含まれる。

(c) ピアラーニング。できれば成人による監督なしに、青少年がよく集 まる安全な場所で行うことで、青少年の間に情緒的つながり、対話及び理 解が生まれるようにし、青少年の参加者から情報を求めて、青少年の意見 を中心に据え、青少年による社会運動、青少年の擁護者及びその他の指導 者を紹介し、青少年主導の組織の取組を支援する。こうしたことにより、 同じ青少年(ピア)で社会的に排除されているか、あるいは脆弱な状況に ある者の関与を引き出し、青少年の経験の多様性に基づいた特別な学習の 場となる。ピアラーニングアプローチに併せ、世代間の対話及び人権キャ ンペーンを行うことにより、世代間の連帯を強めることができる。

(d) 多様で魅力的な教育方法及び環境(スポーツ、映画、芸術、文化、

ゲーム、ストーリーテリング、劇及びロールプレイングなど)。これによ り、あらゆる背景を持つ学習者を共同作業に引き込むことができ、知識や リーダーシップのスキルを身に付け、異文化対応能力を促進し、また女性 や少女が参加し、女性のリーダーシップを推進するための安全な場所を提 供するのに役立つ。こうした教育方法や環境は、社会的なジェンダーに関 する通念に疑問を呈し、アイデンティティにかかわらず青少年の主導によ りプログラムの作成を推進し、アイデンティティを超えた理解を促進する ことで、平和で包摂的かつ平等な社会を構築し、チームワーク、共感及び 敬意を育むことができる。

29. 指導教材や学習教材、支援及びその他のリソースに関する行動には、以下 が含まれる。

(a) 教材の構成内容について、人権の原則が、関連する文化的状況及び 地方の歴史や社会の発展の一部として組み込まれ、青少年向けに特別につ くられた適切なものとすること。

(b) 既存の研修及びリソースセンターの新設又は強化を行うことにより、 青少年のための持続可能的な人権研修プログラムの整備又は強化及び質の 確保を図り、人権教育の研究及び調査のための施設を提供し、また人権教 育のための教材(国連が発行したものを含む)の収集、共有、翻訳及び改 訂を行うこと。

(c) ネットワーキング、適切な情報の交換及び討論のための新しい情報 技術へのアクセスを促進し(例:国内・多国間ネットワークにより可能と なる政策対話及び、優れた実践例及び得られた教訓、また研修の機会、方 法論、評価ツール及びその他のリソースに関するものを含む各種計画や体 験に関する情報交換[])、既存又は新規の教育ポータル及びオンサイ ト・オンラインの実践コミュニティを活用し、オンラインとオフラインの ネットワークを統合して青少年が利用できるようにし、人権教育コミュニ ティと組織内のリソース及び教材を結び付け、人権教育を全国規模で実施 できるようにすること。

(d) テクノロジーを活用して、ソーシャルメディアによる人権教育への アクセス拡大を図り、ウェブサイトのリソースを開発し、またオンライン 学習プログラム、電子フォーラム、大規模な公開型オンラインコース、ウ ェブ会議及び遠隔学習プログラム並びにモバイルアプリを開発し、促進す ること。

(e) 青少年のための人権教育を推進する手段として、奨学金や学生の交流・交換を奨励すること。

(f) 人権教育のアクセスや提供を支援する青少年評議会及び地方の青少 年組織を設立又は強化し、青少年があらゆるレベルの政策に影響を及ぼす ためのプラットフォームを提供すること。

(g) 利用しやすく魅力的な教材の作成においては、青少年、とりわけ社 会的に排除されているか、あるいは脆弱な状況にある青少年を優先し、先 住民の言語を含めるなど、言語及び障害に十分な配慮をすること。

3. 教育者の研修

30. 人権教育のための世界計画のこれまでの各フェーズでは、教育者のための 適切な研修の重要性が強調されてきた。教育者とは、公務員か市民社会の代表者 かにかかわらず、公的、非公的及び私的な環境において、人権に関する教育及び 研修活動を計画、開発、実施及び評価する人々をいう。 31. 第1及び第2フェーズの行動計画では、教師、高等教育の指導者及びその他 の教育職員は、その職業的責任の遂行及びロールモデルとしての双方において、 人権に関する価値観、スキル、姿勢、意欲及び実践を伝授するという重要な役割 と責任が強調されていた。従って、これらの専門家集団を対象とした人権研修及 び人権教育の方法論は、人権に関する知識、コミットメント及び意欲を高めるこ とを目的としており、公的教育制度におけるあらゆる人権教育プログラム作成の 重要な構成要素のひとつとなっている。

32. この重要性は、非公的環境で青少年を指導する教育者にもあてはまると推 測される。ピアラーニングの方法論に則し、同年代の青少年(ピア)を研修でき る高いスキルを備えた青少年の人材プールを確保するためには、研修は、指導者、 リーダー、青少年センター・組織の担当者、活動家及びボランティアの青少年を 優先して行う必要がある。青少年教育者を対象とする研修の計画、実施及び評価 には、青少年が参加しなければならない。

33. 教育者への適切な研修を確実に行うための戦略には、既存の実践の査定に 基づく包括的な人権研修政策の採用、人権及び人権教育の原則及び基準、並びに 青少年の人権擁護スキルの研修カリキュラムへの導入、適切な方法論及び査定手 法の強化、関連するリソースの開発、並びに公的、非公的及び私的な教育環境間 の連携を含めなければならない。こうした一連のすべての行動において、教育者 の専門知識が重視され、尊重される必要があるが、若年の教育者及び社会的に排 除されているか、あるいは脆弱な状況にある集団出身の教育者については特にそ の必要がある。

34. 教育者のための包括的な人権研修方針の採用には、以下の要素を含めるべきである。

(a) 知識を伝授するとともに、人権を促進・保護するスキル、姿勢及び 言動を培う強化プロセスとして、国際的に合意された人権教育及び研修の 定義を採用すること。

(b) 各教育者の個々の文化、教育及び経験に合わせ、研修ニーズの査定 に基づいて、既存の研修に組み込む形で、全ての教育者に求められる着任 前及び着任中の研修。

(c) 研修指導者、特に着任前及び着任中の研修を行う人々の研修。こう した指導者には、資格を有する、熟練した人権教育の教育者があたるべき であり、また学習者の多様性が反映されるべきである。

(d) 人権教育を教育職員の資格、認定及びキャリア開発のために要求し、 公的教育の教員研修及びその他の青少年担当専門職(ソーシャルサービス や保健職など)の研修に人権教育を含めること。

(e) 人権教育の研修活動を行うNGO及びその他の市民社会セクターを承認及び支援すること。

(f) 研修プログラム及びその実施を評価するための基準を改善すること。

(g) 人権学習は、人権が実践されている場合にのみ効果的に行うことが できるので、教育者のためにそれを可能にする学習・就労環境を整備する こと。

(h) 特に、若年の教育者及び社会的に排除されているか、あるいは脆弱 な状況にある集団出身の教育者については、継続した支援及びメンタリン グを行うこと。

35. 教育者のための人権研修カリキュラムには、以下の要素を含めるべきである。

(a) 人権及び人権教育に関する知識、スキル、姿勢、及び言動を網羅した学習目的。

(b) セクションI. D「人権教育活動の原則」で示した諸原則。

(c) 人権の原則及び基準、教育者が活動しているコミュニティ内外で実施されている人権保護メカニズム、並びに教育者と学習者が暮らしている コミュニティにおいて、人権問題に対処する際のそれぞれの権利及び寄与。

(d) 参加型・学習者中心で、体験と行動を重視し、文化的な配慮を加え、 青少年の参加を強化する、人権教育の適切な方法論。

(e) 周囲の状況に関連した青少年特有の人権問題。例えば、青少年が複数の横断的アイデンティティにより、重複した形の差別をどのように受けるのか。

(f) 教育者のソーシャルスキル、異文化間及び異教徒間の対話スキル、 並びに民主的かつ人権の原則に沿ったリーダーシップ・スタイル。

(g) 既存の人権教育の指導・学習リソース(情報通信技術やデジタル・ ソーシャルメディアを含む)に関する情報。それらを検討・選択し、また 新たなリソースを開発する能力を構築するためのもの。

(h) 教育者がすでに教えている内容に人権教育を統合する例。

(i) トラウマに対処し、トラウマを繰り返し受けることを回避し、社会・情緒的学習を組み込み、また被害を受けたコミュニティの意見を中心に据えるための戦略。

(j) 教育者自身が持つ偏りや偏見への対処(青少年を指導する場合など)。

(k) 公的及び非公的の両方における、青少年特有の能力について、定期 的に行われ、意欲を引き出すような、学習者の査定。

(I) ニーズの査定及び評価結果を、青少年の情報と共に教育活動に組み 込むこと。

(m) カリキュラムを、公的・非公的な教育環境及び周辺地域の状況や母 集団に合わせて変更すること。

36. 教育者を研修する場合の研修の方法論は、参加型・学習者中心で、体験と 行動を重視したアプローチを含み、人権に敏感になり行動を起こすことにつなが る意欲、自尊心、情緒的発達といったものに働きかける必要がある。オンライン プラットフォームにより、自分のペースで進める学習、学習リソースの共有、 様々な状況での学習、擁護活動や協調体制構築のための他の主体に関する認識、 またデジタル・カリキュラムが可能となる。評価は、研修プロセス全体を通して 導入されるべきである²⁰。

4. 実現環境

37. 青少年のための人権教育は、行われる場所が公的、非公的及び私的な環境のいずれであっても、家族(親、法定保護者及びその他の家族)や居住地域のコミュニティを含む学習環境及びより広い周辺環境が、その教育プロセスに影響を 及ぼすことは避けがたい。

²⁰以下を参照、OHCHR「プランニングからインパクトへ:人権研修方法論のマニュアル」(ニューヨーク及びジュネー ブ、2019年)、OHCHR及びEquitas—人権教育国際センター「人権研修を評価する:人権教育者のためのハンドブッ

ク」 (モントリオール、2011年)。

38. 人権教育活動については、組織化と参加を奨励する対策と同時に、組織者 と参加者が報復を受けないようにするための対策を講じるべきである。説明責任 メカニズムは、青少年の安全とアクセスが確保されたものでなければならない。 人権教育は、政治的な影響力及び介入から独立していなければならない。

39. 青少年は、社会においてその権利が尊重されるようにするには、特有の課題に直面すること、また複数の横断的アイデンティティにより、重複した形の差別を受ける場合もある²¹。青少年のための人権教育に関する国内戦略は、青少年の人権の保護及び実現を拡充するための対策(青少年が利用できる救済メカニズムの開発を含む)を伴っていなければならない。

E. 国内実施のプロセス

40. 青少年のための人権教育について、この行動計画に即し、一貫性があり、 調整された国内戦略には、加盟国の大きなコミットメントが必要となる。同戦略 は、人権教育のための世界計画のこれまでの各フェーズ期間中に国のレベルで達 成された進展を基盤とするべきだが、ニーズの査定、開発、実施、モニタリング 及び評価の支援を行うためには、適切な人材及び財源が必要となる。国の調整機 関がこのプロセスを指揮するべきである。この行動計画では、実施のための3つ のステップが提案されている。

1. 主体及び調整

41. 加盟国は出発点として、関係省庁及び市民社会が関与し、重要な参加者と して青少年の代表者を擁し、国内の各地域の青少年と相談することを責務とする 国の調整機関を設立するため、イニシアチブをとるか、その他の者のイニシアチ ブについて対応または支援する責任を負う関連部局をフォーカルポイントとして 指定しなければならない。この調整機関は、既存の組織でも既存の組織を土台に 発展させたものでも構わないが、協調、情報共有及びリソースの最大化がなされ るよう手配し、取組の重複を避けるものとする。加盟国はすべての関係主体の参 加の機会を促進し、国の調整機関の職員は自国の青少年集団の多様性(社会的に 排除されているか、あるいは脆弱な状況にある青少年を含む)を反映させる必要 がある。

42. 国の調整機関には、国内の以下の主体を含める必要がある。

(a) 関係省庁(教育、青少年、法務など)及び関係自治体組織。

(b) 国内人権機関。

(c) 青少年の代表者(青少年主導の組織、ネットワーク評議会及びボラ ンティアグループ)で、青少年の人権擁護者及び社会的に排除されている か、あるいは脆弱な状況にある青少年を代表する者を含む。

(d) 人権及び人権教育、教育、青少年、平和及び持続可能な開発に取り 組んでいる市民社会組織及びネットワーク。

(e) 中等教育、高等教育及び職業教育機関(教員養成機関及び研究機関 を含む)並びに教員の団体及び組合の代表者。

43. 想定されるその他の主体として、ソーシャルサービス提供者、メディア関係者、コミュニティ及び宗教の指導者、学内保護者委員会、PTA、民間部門、篤志家、医療及びメンタルヘルス従事者、ソーシャルメディアのインフルエンサー

²¹ 国連人権高等弁務官は、報告書「青少年と人権」(A/HRC/39/33)で、青少年が自分たちの権利へのアクセスを獲得しようとする中で遭遇する課題及び差別について述べている。

及び必要に応じたその他の主体。

44. 国連及び国内のその他の政府間組織の代表者は、国の調整機関の会合に参加することができる。

45. 国の調整機関は、国連の人権メカニズム(条約体、特別手続き及び普遍的・定期的レビューを含む)、及びその他の国際的又は地域的な政府間組織²²に提出する国別報告書の作成を担当する国内機関と協力し、この行動計画に基づく人権教育の進捗状況が、確実にそれらの報告書に盛り込まれるようにしなければならない。さらに、OHCHRと連携し、国内の進捗状況に関する情報を共有する必要がある。

2. 実施のステップ

46. 国の調整機関は、青少年のための人権教育に関する国内戦略を指揮・監督 する責任を負う。これには、ニーズの査定、開発、実施、モニタリング及び評価 が含まれる。このための3つのステップを以下に示す。

47. 国内戦略のあらゆるステップに、青少年を重要なパートナーとして参加させることが不可欠である。様々な活動で先導的な役割を担えるよう、青少年を強化しなければならない。人権教育に関する青少年諮問機関又は青少年ワーキンググループの設立などにより、青少年の参加を可能にする手段を構築又は強化しなければならない。さらに、青少年を常にカウンターパートとして扱い、可能であれば、例えば、人気のソーシャルメディアプラットフォームを活用し、オンラインとオフラインの組み合わせによる全国投票アンケートなどを通して、青少年の考えを聞くべきである。青少年の意見の多様性を確保する必要がある。

ステップ1-青少年のための人権教育に関する国内基礎研究を行う

48. ステップ1には以下の行動が必要である。

(a) 広範な協議を通して、管轄機関に全国的な評価研究の実施を指令し、 完了後、結果を発表し、国民の間に広く周知する。研究では以下の分析を 行う必要がある。

(i) 青少年のための人権教育について、セクションII. D「構成要素」 (政策及び関連する実施方策、教育及び学習のプロセスとツール、教育者 の研修、実現環境)で強調された4つの領域における現在の国内状況。こ れには、既存のイニシアチブ、優れた実践例、不十分な点や障害などを含 め、特に青少年が立ち上げたイニシアチブ及びプロジェクトに注目する。

(ii) 青少年の知識、スキル、姿勢及び行動に関する調査に基づいた、青 少年の人権学習ニーズ。

(iii) 青少年のための人権教育に影響を与えうる歴史的及び文化的背景。 例えば、青少年の人権状況、青少年の関与や参加を妨げる障害など。

(iv) 準地域、地域及び国際的レベルで存在している有用な経験、方法論、 リソース及びツール。

(v) 公的、非公的及び私的教育の内部における様々な主体の関与。

(vi) 関係するタイプの教育で国内に存在すると思われるもの(持続可能 な開発のための教育、平和教育、グローバル教育、シチズンシップ教育) の役割、内容及び方法論。

²² 例えば、ユネスコの特定メカニズムが、1974年の「国際理解、国際協力及び国際平和のための教育並びに人権及び基本 的自由についての教育に関するユネスコ勧告」の実施をモニタリングしている。

(b) セクションII. Dで示されている4つの構成要素の行動のうち、すで に実施されている行動とその程度を調べる。

(c) 既存のイニシアチブ、優れた実践例及び得られた教訓を基にいかに 構築するか、機会をいかに活用するか、また不十分な点や障害に対処する ために必要な方策も検討する。

49. ステップ1には以下のアウトプットが含まれる。

(a) 青少年のための人権教育に関する国内基礎研究。

(b) 同基礎研究について、例えば、オンラインや従来型の出版物及び広報資料、会議及び公開討論などを通した全国的な普及キャンペーン。研究結果の周知は、特に青少年向けスペースを中心に行うべきである。

ステップ2-青少年のための人権教育を推進するため、国内戦略を策定する

50. ステップ2には以下の行動が必要である。

(a) 国内基礎研究を基盤に、この行動計画を参考として活用し、国内戦略のための目標(2020-2024又はそれ以降)を策定する。

(b) 基礎研究から得られた知見に基づき、最も危急なニーズ及び/又は 利用可能な機会を考慮に入れて、アドホックな活動ではなく、持続可能な 変化を確保する影響力の大きな介入に焦点を合わせ、社会的に排除されて いるか、あるいは脆弱な状況にある青少年に特に配慮しながら、優先課題 を設定する。

(c) 以下のものを特定した国内戦略を策定する。

- (i) インプット:必要な人的、財政的及び時間的リソース
- (ii) 活動:課題、責任及び時間枠。
- (iii) 調整のためのメカニズム。
- (iv) 法令、教材又は研修プログラムのようなアウトプット

(v) この戦略に寄与しうるか、あるいは実現環境を支援するために改正 が必要な既存の法律、政策及び計画。

(vi) 達成すべき成果、並びにモニタリング及び評価の枠組の一部としての関連する定量的・定性的指標。

51. ステップ2のアウトプットは、青少年のための人権教育に関する国内戦略 である。この国内戦略は、青少年が読みやすい言語で書かれ、2020年~2024年又 はそれ以降の目標、優先課題及びアウトプットを特定し、諸機関及び関係者、特 に青少年の間に広く周知するべきである。

ステップ3-国内戦略を実施し、モニタリング及び評価を行う

- 52. ステップ3には以下の行動が必要である。
 - (a) 計画された活動を実施する。

(b) 実施状況をモニタリングし、評価を行って、国内戦略の実施をさら に改善する。

(c) 戦略の実施に関する進捗状況及び課題について、情報を確認し、周知 する。

53. 国の調整機関は、この国内戦略を評価し、評価報告書を公開しなければならない。評価は包摂的でかつ透明性があり、人権の価値を反映したものでなけれ

ばならず、セクションII. D「構成要素」で特定された青少年のための人権教育の4つの領域及び以下に取り組まなければならない。

- (a) 国内戦略における青少年の関与及びリーダーシップ。
- (b) 国内戦略が実施されている地理的広さ。
- (c) 社会的に排除されているか、あるいは脆弱な状況にある青少年の戦略への包摂状況。
- (d) 教育部門を超えた部門横断型協働。

54. ステップ3のアウトプットは、国内戦略で特定されているアウトプットである。

F. 国際協力

1. 国連人権理事会への報告

55. 加盟国は2022年に、国別進捗中間報告書をOHCHRに提出し、OHCHRは受 領したすべての情報を、国連人権理事会への報告書としてまとめる。2025年の初 めに、各国は最終的な国別報告書をOHCHRに提出し、OHCHRは、第4フェーズ の実施に関する最終報告書を作成し、2025年末までに人権理事会に提出する。進 捗状況のレビュー会合は、関係者を参加させ、国連人権理事会の適切な会期中に 開催されるはずである。

2. 国際支援

56. 国際社会は国内戦略の実施、並びに地域及び国際レベルで行われる関連する取組に対し、支援を提供しなければならない。

57. 国連の人権メカニズムは、それぞれの権限の範囲内で、行動計画に基づく 各国の取組を支援することができる。国連の条約体が、締約国の報告書を吟味す る際に、青少年のための人権教育に関連する規定の実施についてレビューし、助 言することもあるだろう。人権理事会のテーマ別・国別の特別手続きにおいても、 それぞれの権限の範囲内で、関連する進捗状況についてレビューし、助言する可 能性がある。青少年のための人権教育の国内の取組については、普遍的・定期的 レビューの中で、定期的にレビューされる必要がある。

58. 国際協力及び援助は、以下によって提供される。

(a) 特別機関、国連大学及び国連が運営する平和大学を含む国連システム。

(b) 社会福祉、医療・健康サービス、薬物及び人身取引の防止、難民・ 移住、紛争防止及び平和構築、並びに刑事手続き等に関与する国連関連の 専門研修機関。

(c) その他の国際的・地域的政府間組織。

(d) 関連する国際的、地域的及び国内的な専門職ネットワーク、専門職 協会及び労働組合。

(e) 高等教育機関、国内人権機関及び/又はNGOの国際的、地域的及び 国内的なネットワーク。

- (f) 国際的及び地域的な人権リソース・文書センター。
- (g) 国際的及び地域的金融機関、及び二国間資金援助機関。
- (h) 多国間及び二国間開発機関。

(i) 多国籍企業とそのネットワーク。

59. リソースを最大限に活用し、重複を避け、一貫性を確保するために、これらの関係者が緊密に協力することが不可欠である。

60. 上記の組織及び機関は、以下のことを行う。

(a) 国内戦略の作成、実施、モニタリング及び評価において、加盟国及 び国の調整機関を支援する。

(b) その他の国内及び地方の関係者、とりわけNGO、専門職協会、高等 教育機関、国内人権機関及びその他の市民社会組織を支援する。

(c) 優れた実践例、利用可能な教材、関係機関、及びプログラムに関する情報について、例えば、優れた実践例の場合はデータベースや賞の授与を通して、特定、収集し、普及させることで、あらゆるレベルでの情報共有を促進する。

(d) 青少年のための能力構築プログラム、とりわけ青少年指導者のための人権研修、並びに関連イベントへの青少年の参加及び優れた実践例に基づく教材の作成を、支援及び/又は作成する。

(e) 青少年のための人権教育・研修関係者の既存のネットワークを支援 し、あらゆるレベルにおける新たなネットワークの構築を促進する。

(f) 財政支援及びリソース(青少年及び青少年組織に対するものを含む) を提供する。